

2014年4月10日
逗子市

平成26年逗子市議会第2回臨時会付議予定事件
平成26年4月16日開会予定の第2回臨時会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報 告

- ・報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（防災課）
平成26年3月22日に本市の設置する看板が強風により折損した際に久木2丁目宅地内のフェンスを破損させた事故に係る損害賠償について、平成26年4月1日付けで専決処分したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき報告するもの

2 議 案

- ・議案第32号 専決処分の承認について（平成25年度逗子市一般会計補正予算（第9号））（財政課）
歳出については、生活保護費支給額の不足見込みに伴う生活保護費支給事業の増額、環境保全協力費納付に伴うみどり基金積立金の増額等について措置するもの
歳入については、生活保護費負担金（国庫支出金）及びみどり基金寄附金の増額のほか、財政調整基金繰入金の増額をもって措置するもの
補正額は、歳入歳出とも39,149千円の増額（補正後の総額 20,348,230千円）
繰越明許費補正については、障がい者支援事務費について追加するもの
以上について緊急を要したため専決処分し、これを議会に報告し、承認を求めるもの
- ・議案第33号 専決処分の承認について（逗子市国民健康保険条例の一部改正について）（国保健康課）
国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により、国民健康保険料の軽減措置について、本市における4割軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定の際の被保険者の数に世帯主を含めて算定するよう改正することについて緊急を要したため専決処分し、これを議会に報告し、承認を求めるもの
- ・議案第34号 専決処分の承認について（逗子市スポーツ推進審議会条例の一部改正について）（文化スポーツ課）
平成26年4月1日付けの組織変更に伴い、逗子市スポーツ推進審議会の庶務担当課を改正することについて緊急を要したため専決処分し、これを議会に報告し、承認を求めるもの

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111（代表）
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111（代表）